

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	児童扶養手当の不支給		
根拠法令及び条項	児童扶養手当法第14条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
処分基準	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 第十四条 手当は、 次の各号 のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 一 受給資格者が、正当な理由がなくて、 第二十九条第一項 の規定による命令に従わず、又は 同項 の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。二 受給資格者が、正当な理由がなくて、 第二十九条第二項 の規定による命令に従わず、又は 同項 の規定による当該職員の診断を拒んだとき。三 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。四 受給資格者(養育者を除く。)が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。五 受給資格者が、 第六条第一項 の規定による認定の請求又は 第二十八条第一項 の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。		
	処分基準 設定年月日	昭和36年11月29日	処分基準 最終変更年月日
所管部署	こどもみらい 部 子育て応援 課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。